



## 2-3 食品安全に関する基準

17-1

原子力発電所の事故の後、厚生労働省は、食品に含まれていても健康に影響を及ぼさないと考えられる、放射性物質の量(基準値)を決めました。日本の基準値は、他国に比べ厳しい条件の下設定されており、世界で最も厳しいレベルです。そして、厚生労働省は、基準値を超える放射性物質を含む食品が市場に出回ることのないように厳しく見守っています。

## 食品中の放射性物質に関する指標等

(単位:Bq(ベクレル)/Kg)

	日本	EU	米国	コーデックス <sup>9</sup>
放射性セシウム (セシウム 134、 セシウム 137) <sup>10 11</sup>	飲料水 牛乳 乳児用食品 一般食品	飲料水 乳製品 乳児用食品 一般食品	1000 1000 400 1250	全般的食品 1200 乳児用食品 1000 一般食品 100
条件 追加線量の上 限設定値 <sup>11</sup>	1 mSv	1 mSv	5 mSv	1 mSv
放射性物質を 含む食品の割 合の仮定値 <sup>11</sup>	50%	10%	30%	10%

(出典)「食品と放射能Q&A(第12版)」(平成30年3月消費者庁)及び「放射線リスクに関する基礎的情報」(復興庁等)より作成

自治体<sup>12</sup>における良品の検査結果 (平成29年度)

品目	検査点数	基準値 超過点数	超過割合
米	全袋検査	0	0%
麦	189	0	0%
豆類	489	0	0%
野菜類	7337	0	0%
果実類	1537	1	0.07%
茶	81	0	0%
その他	327	0	0%
地域特産物			
原乳	658	0	0%
肉・卵	178961	0	0%
きのこ・山菜類 <sup>13</sup>	7393	54	0.70%
水産物 <sup>14</sup>	16929	11	0.06%

(平成30年7月31日現在)  
(出典)「東日本大震災からの農林水産業の復興支援のための取組」  
(平成30年7月農林水産省) / -ドリ!作成

## 学校給食の安全・安心の確保

食品の安全については、厚生労働省の定める基準値に基づき、主として出荷段階での検査が行われています。より一層の安心を確保する観点から、学校給食において、食材の事前検査や調理後の一食全体の検査などを行っているところもあり、結果は県や市町村のホームページ等で公表されています。



(左、中) 給食に使用するものと同じ検査用の食材を刻んで計測器にかけています(福島県提供)



(右) 学校給食を食べる南相馬市の子供たち(福島県提供)

- 9 良品の国際規格を作成している組織
- 10 本表に示した数値は、食品から受ける線量を一定レベル以下に管理するためのものであり、安全と危険の境目ではありません。また、各国で食品の摂取量や放射性物質を含む食品の割合の仮定値等の影響を考慮してありますので、単に数値だけを比べることはできません。
- 11 コーデックス、EUと日本は、食品からの追加線量の上限は同じ1mSv(ミリシーベルト) / 年です。日本では放射性物質を含む食品の割合の仮定値を高く設定していること、年齢・性別毎の食品摂取量を考慮していること、放射性セシウム以外の核種の影響も考慮して放射性セシウムを代表として基準値を設定していることから、基準値の数値が海外と比べて小さくなっています。
- 12 「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」で検査対象となっている自治体(17都県)を集計(水産物のみ全国を集計)
- 13 一部の野生のきのこや野生の山菜類を除いて基準値を超えるものはみられません。
- 14 水産庁のデータによる集計。海産種では平成27年4月以降、基準値を超えるものはみられておらず、淡水種においても基準値を超えるものは年々少なくなっています。